

海水浴場水質判定基準

1. 判定については、下記の表に基づいて以下のとおりとする。

- (1) ふん便性大腸菌群数、油膜の有無、COD又は透明度のいずれかの項目が「不適」であるものを、「不適」な水浴場とする。
- (2) 「不適」でない水浴場について、ふん便性大腸菌群数、油膜の有無、COD及び透明度によって、「水質AA」、「水質A」、「水質B」あるいは「水質C」を判定し、「水質AA」及び「水質A」であるものを「適」、「水質B」及び「水質C」であるものを「可」とする。
 - ・ 各項目の全てが「水質AA」である水浴場を「水質AA」とする。
 - ・ 各項目の全てが「水質A」である水浴場を「水質A」とする。
 - ・ 各項目の全てが「水質B」である水浴場を「水質B」とする。
 - ・ これら以外のものを「水質C」とする。

項目		ふん便性大腸菌群数	油膜の有無	COD (化学的酸素要求量)	透 明 度
適	水質AA	不 検 出 (検出限界：2個/100ml)	油膜が認められない	2mg/l 以下 (湖沼は3mg/l以下)	全 透 (1m 以上)
	水質A	100個/100ml 以下			
可	水質B	400個/100ml 以下	常時は油膜が認められない	5mg/l 以下	1m 未満 ~ 50cm 以上
	水質C	1,000個/100ml 以下		8mg/l 以下	
不 適		1,000個/100mlを超えるもの	常時油膜が認められる	8mg/l 超	50cm 未満*

- (注) 判定は、同一水浴場に関して得た測定値の平均による。
 「不検出」とは、測定値の平均値が検出限界未満のことをいう。
 透明度(*の部分)に関しては、砂の巻き上げによる原因は評価の対象外とすることができる。

2. 「改善対策を要するもの」については以下のとおりとする。

- (1) 「水質B」又は「水質C」と判定されたもののうち、ふん便性大腸菌群数が、400個/100mlを超える測定値が1以上あるもの。
- (2) 油膜が認められたもの。